

様式（第4条関係）

誓 約 書

年 月 日

大牟田市長 様
（ 広報課 ）

（届出者） 住 所

法人（団体）名

代 表 者

私は、大牟田市ふるさと納税返礼品取扱事業者としての登録を受けた際には、返礼品に係る業務について、継続的かつ適正に履行します。

また、大牟田市が大牟田市暴力団排除条例に基づき、市の事務又は事業により暴力団を利することがないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 大牟田市ふるさと納税返礼品及び返礼品取扱事業者の登録に関する要綱第3条第1項各号（第8号から第13号（以下「暴力団排除条項」という。））のいずれにも該当します。
- 2 暴力団排除条項第1項第8号又は第9号に該当する事由の有無を警察に照会するため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※上記1の暴力団排除条項第1項各号の解釈については、裏面にてご確認ください。

※既に返礼品取扱事業者又は大牟田市PR事業者として登録されている場合は不要

暴力団排除条項第 1 項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第 1 項第 10 号及び第 11 号関係

暴力団員である事実を知らずに、暴力団員を雇用している場合又は暴力的組織若しくは暴力団員である事実を知らず、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第 1 項第 13 号関係

「社会的に非難される関係」とは、例えば暴力団員を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は暴力団員が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

〈大牟田市ふるさと納税返礼品及び返礼品取扱事業者の登録に関する要綱抜粋(暴力団排除条項)〉

第 3 条第 1 項（第 1 号から第 7 号省略）

- (8) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が事業主又は役員に就任していないこと。
- (9) 暴力団が実質的に運営している者でないこと。
- (10) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者でないこと。
- (11) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している者でないこと。
- (12) 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者でないこと。
- (13) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者でないこと。